

雇用証明書（個人事業所用）

記号・番号： 93－ 1234 － 567010

氏名： 建設 次郎

☆色付けされた部分のみ記入（入力）してください。

①	雇用形態 該当項目に✓をつける	<input checked="" type="checkbox"/> 一般被雇用者 <input type="checkbox"/> 3/4以上短時間被雇用者	<input type="checkbox"/> 3/4未満短時間被雇用者	<input type="checkbox"/> 臨時被雇用者
②	1日・1週間の労働時間	労働時間		(参考) 事業所の所定の労働時間
		8 時間 00 分間	8 時間 00 分間	
③	1ヶ月間の労働日数	労働日数		(参考) 事業所の所定の労働日数
		20 日間	20 日間	
④	雇用年月日 (雇用契約期間)	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 年 月 日		
⑤	事業所従業員数 (当国保未加入者を含む)	一般被雇用者及び3/4以上短時間被雇用者の合計人数 1 人		
⑥	厚生年金任意適用	厚生年金の任意適用を <input type="checkbox"/> 受けている ・ <input checked="" type="checkbox"/> 受けていない		
⑦	添付書類 添付した書類に✓をつける	<input type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (出勤簿)		

この者は上記のとおり、雇用していることを証明いたします。

なお、事業所を法人化した場合や常時5人以上の従業員を雇い入れる事業所となった場合は、期日内に必要な手続きを日本年金機構及び全国建設工事業国民健康保険組合に行います。

令和 7 年 2 月 1 日

全国建設工事業国民健康保険組合
理事長 殿

事業所住所： 東京都中央区日本橋箱崎町12番4号

事業所名： 国保建設

事業主名（自署）： 建設 太郎

記号番号： 有 ・ 無 (93－ 1234 － 567001)

雇用証明書（個人事業所用）書き方

個人事業所とは、一般被雇用者及び3/4以上短時間被雇用者の合計人数（事業主は含まない）が5人未満の個人事業所および任意で厚生年金保険に加入していない個人事業所のことをいいます。

①雇用形態 該当する項目に✓をつけてください。

A. 一般被雇用者	臨時被雇用者以外で事業所の所定労働時間・所定労働日数で働いている者
B. 3/4以上短時間被雇用者	臨時被雇用者以外で、次のア・イ 両方に該当する者 ア. 1日又は1週間の労働時間が事業所の所定の労働時間の概ね3/4以上の者 イ. 1ヶ月の労働日数が事業所の所定の労働日数の概ね3/4以上の者
C. 3/4未満短時間被雇用者	臨時被雇用者以外で、次のア・イ のうち1つ又は2つに該当する者 ア. 1日又は1週間の労働時間が事業所の所定の労働時間の概ね3/4未満の者 イ. 1ヶ月の労働日数が事業所の所定の労働日数の概ね3/4未満の者
D. 臨時被雇用者	日々雇い入れられている者（1ヶ月を超えない者）又は、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者

② 1日・1週間当たりの労働時間 1日・1週間いずれかに○を付け、被雇用者の労働時間を記入してください。（参考）事業所の所定の労働時間は、「事業所の所定の労働時間」を記入してください。

③ 1ヶ月当たりの労働日数 1ヶ月当たりの被雇用者の労働日数を記入してください。（参考）事業所の所定の労働日数は、「事業所の所定の1ヶ月当たりの労働日数」を記入してください。

④ 雇用年月日（雇用契約期間） 雇用契約期間を記入してください。期間を限って雇用契約を締結していない場合は、雇用開始年月日のみを記入してください。（雇用契約書の写しを添付してください。）

⑤ 事業所従業員数 事業所の一般被雇用者及び3/4以上短時間被雇用者の合計人数を記入してください。（事業所全体の従業員が対象となり、建設国保に加入していない従業員も含めて5人未満を確認してください。）

⑥ 厚生年金任意適用 厚生年金の任意適用の状況を記入してください。（受けていないことを確認してください。）

⑦ 添付書類 添付した書類に✓をつけてください。

「事業主名」の署名は事業主本人が自署で記入してください。

「記号番号」欄は、事業主が当組合に加入している場合は「有」に✓し、被保険者証の記号番号を記入してください。また、当組合に加入していない場合は「無」に✓してください。

【重要事項】

個人事業所の一般被雇用者と3/4以上短時間被雇用者の合計数が5人以上となった場合や、個人事業所が法人化した場合はその事業所は厚生年金保険・健康保険適用事業所となります。この場合、当国保に加入する一般被雇用者と3/4以上短時間被雇用者の従業員全員が（個人事業所事業主は含まず）厚生年金保険と健康保険の適用対象者となります。

但し、厚生年金保険の適用除外承認制度はありませんが、健康保険には、適用除外承認制度があるため、期日内に健康保険適用除外の承認申請を行うと、健康保険には加入せず当国保に残る事ができます。この制度を利用する場合は事実発生日から14日以内（ただし、厚生年金保険被保険者資格取得届は事実発生日から5日以内）に年金事務所で、対象者全員分の厚生年金保険の加入手続きと、健康保険適用除外の承認申請を行う必要があります。

※ 厚生年金保険・健康保険適用事業所の一般被雇用者および3/4以上短時間被雇用者が健康保険適用除外承認を取らずに、国民健康保険組合に加入することはできませんので、健康保険適用除外の承認を取らない場合は、健康保険（協会けんぽ）の適用を受け当国保組合は脱退することとなります。